

## 基本利用料

<対象収入による基本利用料料金表(1月あたり)>

令和7年4月1日以降適用

対象収入による階層区分	基本利用料			合 計 (円)	
	サービスの提供に 要する費用(事務費)	生活費	居住に要する費用 (管理費)		
1	1,500,000以下	10,000	46,334	9,000	65,334
2	1,500,001~1,600,000	13,000	46,334	9,000	68,334
3	1,600,001~1,700,000	16,000	46,334	9,000	71,334
4	1,700,001~1,800,000	19,000	46,334	9,000	74,334
5	1,800,001~1,900,000	22,000	46,334	9,000	77,334
6	1,900,001~2,000,000	25,000	46,334	9,000	80,334
7	2,000,001~2,100,000	30,000	46,334	9,000	85,334
8	2,100,001~2,200,000	35,000	46,334	9,000	90,334
9	2,200,001~2,300,000	40,000	46,334	9,000	95,334
10	2,300,001~2,400,000	45,000	46,334	9,000	100,334
11	2,400,001~2,500,000	50,000	46,334	9,000	105,334
12	2,500,001~2,600,000	57,000	46,334	9,000	112,334
13	2,600,001~2,700,000	63,100	46,334	9,000	118,434
14	2,700,001~2,800,000	63,100	46,334	9,000	118,434
15	2,800,001~2,900,000	63,100	46,334	9,000	118,434
16	2,900,001~3,000,000	63,100	46,334	9,000	118,434
17	3,000,001~3,100,000	63,100	46,334	9,000	118,434
18	3,100,001以上	63,100	46,334	9,000	118,434

対象収入とは、前年収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入です。

11月から3月までの冬期には、月額1,970円を生活費に加算します。

◆夫婦で入居する場合は、夫婦の収入を合算して必要経費を控除し、それを2で割ったものが1人分の対象収入になり、夫婦それぞれの対象収入が150万円以下の場合には上記の事務費を30%減額します。

サービスの提供に要する費用(事務費)・生活費の料金は国の規定に従い、改正される場合があります。

## 付帯利用料

令和元年10月1日以降適用

	利用	料金
光熱水費(電気)		実費
光熱水費(水道)		実費
洗濯機の利用	1回	50円
乾燥機の利用	1回	50円
送迎	菊間町内(往復)	100円
	菊間町外(往復)	200円
自動引落手数料	月1回 利用料引落とし時	110円
夜間対応	22:00~5:00の間 1時間につき	1,800円
散髪代		実費(2,000円程度)
レクリエーション・ クラブ活動		材料費 実費

## その他

### ■ 食事を欠食された場合の生活費の減額について

基本利用料の中には1ヶ月分の食費が含まれています。

欠食をした場合には下記の通り減額した料金を翌月請求します。

朝食	280円
昼食	360円
夕食	360円